二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大洞町鎌ケ平八七八の二・八七八の六・八七八の八・八八〇の一〇・八八一の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三五九の一、八三二の一、八三四の一、八三四の三、八三六の一、八七九の一四、八八〇の一七、八八〇の一九、八八〇の二三、八八一の一〇、八八二の一一、八八二の一二、八八四の五、八八五の一二から八八五の一五まで、八八六、八八七、九一四の一、九一四の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○観光庁告示第十一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、アクトレップ株式会社（登録研修機関第二十号）から登録研修機関の住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成三十年四月十八日

観光庁長官　田村明比古

一　登録研修機関の住所の変更

変更前	大阪府大阪市西区京町堀二丁目六番二十八号　日機ビル
変更後	大阪府大阪市阿倍野区西田辺町二丁目六番二十一号　エバーグリーン西田辺ハイツ三二五

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	大阪府大阪市西区京町堀二丁目六番二十八号　日機ビル
変更後	大阪府大阪市阿倍野区西田辺町二丁目六番二十一号　エバーグリーン西田辺ハイツ三二五

三　変更の年月日　平成二十九年十二月二十九日

○観光庁告示第十二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十九条において準用する第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

平成三十年四月十八日

観光庁長官　田村明比古

一　登録年月日　平成三十年三月二十七日

二　登録番号　第三号

三　登録研修機関の氏名又は名称　一般社団法人　日本海外ツアーオペレーター協会

四　住所　東京都港区浜松町二丁目九番三号　ＮＢＣ浜松町ビル四階

五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都港区浜松町二丁目九番三号　ＮＢＣ浜松町ビル四階

六　法人にあってはその代表者の氏名　大畑　貴彦

○関東地方整備局告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月十八日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第五・六・二十号祖師ヶ谷公園

三　事業施行期間　自平成三十年四月十八日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都世田谷区成城九丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成三十年四月十八日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第九・六・一号篠崎公園

三　事業施行期間　自平成三十年四月十八日至平成四十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都江戸川区上篠崎四丁目地内

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都江戸川区上篠崎四丁目地内

○関東地方整備局告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月十八日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第九・六・一号篠崎公園

三　事業施行期間　自平成三十年四月十八日至平成四十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都江戸川区上篠崎四丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十八日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市稲荷木一丁目六〇七番二九地先から同市稲荷木一丁目二八八番一まで	前	三四・九〇～一二七・〇〇メートル	〇・三三六キロメートル
	後	三四・九〇～一二七・〇〇メートル	〇・三三六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所